

# 建設工事の入札参加登録における 一級技術者の取扱いに関する要領について

## 1 趣旨

入札参加登録の更新日（4月1日）において、一級技術者数が上位等級の条件を満たす状況となっていれば、一級技術者の変更届の提出により等級格付けを変更できるものです。

### ○対象業者

総合評点や完成工事高は上位等級の条件を満たすも、一級技術者数の基準を満たさないため下位等級に格付けされている県内本社の業者

### ○対象業種

一級技術者数が入札参加登録の等級格付け条件になっている業種が対象  
土木一式，プレストレストコンクリート，建築一式，とび・土工・コンクリート，  
法面，鋼構造物，鋼橋上部工，舗装，しゅんせつ，水道施設

## 2 留意点

- ①入札参加登録申請時に提出した経営規模等評価結果通知書の一級技術職員数が、入札参加登録更新日現在で増員となり、より上位の等級へ格付けできる条件を満たすこととなった場合に、県への変更届の提出・審査を経て等級格付けの変更を受けることが可能となります。
- ②対象となる一級技術職員は、直近の経営規模等評価結果通知書の審査基準日から継続して雇用されている者に限ります。
- ③一級技術者の選択業種は1人2業種までです（経営事項等審査と同じ）。現在の選択業種が1以下の者が、直近の審査基準日以降に新たに一級資格を取得した場合に該当する業種を選択できますが、既に選択している業種の変更は認められません。
- ④変更届は、出納局契約課で受理した後、経営事項審査と同様の基準で土木部事業管理課がその記載内容を確認し、その結果を受けて出納局契約課において等級格付けを変更決定します。
- ⑤変更届の内容は、県の入札参加登録の等級格付け判定にのみ使用し、入札参加登録の総合評点や経営規模等評価結果通知書の内容は変わりません。

## 3 変更届受付から等級格付け変更までの流れ

- |      |                       |
|------|-----------------------|
| 4～5月 | 出納局契約課で変更届けの受付        |
| 6月   | 土木部事業管理課で内容の審査・確認     |
| 7月1日 | 等級格付けの変更・入札参加業者登録簿の修正 |